

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3684
16年9月2日(金)
・Fax 095-828-1953

病気休暇と業績手当

おはようございます。

週初めの雨のおかげか一
気に気温が下がりました。
残暑もあとわずかでしょう
か。夏の疲れが出る頃です。
健康に注意して乗り切りま
しょう。

さて先週の「未来」で、
期間雇用社員の「病気休暇
と傷病手当」について説明
しました。

現在、期間雇用社員の病
気休暇10日ですが、来年
から90日に
拡大されます。
しかし拡大は
されませんが、
無給のままです。
一方、正社
員の病気休暇
は180日で
有給です。



私たちユニオンは労働契
約法20条を活用し、正社
員と非正規社員との格差改
善を目指して「郵政20条
裁判」で闘っています。そ
のなかでは病気休暇を正社員
並にすることを求めています。
来年から病気休暇が拡
大され、休職制度が新設さ
れるのはこの闘いの成果だ
と考えています。あとは、
正社員と同様、有給とさせ
ることです。これからも裁
判への支援をお願いします。

正社員が病休を取ると
では正社員は幾ら休んで
も賃金等には響かないので
しょうか。あまり知られて
いませんが正社員も病気休
暇で休むと手当の一部が減
額されます。

正社員の給与は「基本給」
と成果給の色合いが強い
「業績手当」、その他の扶養
手当や超勤手当などで構成
されています。

病気休暇を取得した場合
基本給や扶養手当などは減
額されませんが(病気
休暇が有給のため)
が、業績手当は以前
の「内・外業務手当」
も原資としている
ため、病気休暇など
を取得し勤務時間
が減ると手当が減
額されます。私が5
月に病気休暇を3日取得し
た際の減額の構図(表参照)
を説明します。

業績手当には営業と業務
それぞれに「貢献度(早い
話、個人の実績)」に応じた
配分額」と「役職・役割に
応じた配分額」があります。
そのうち、「役職・役割に
応じた配分額」の項にある
「勤務係数」は年休・計年・
夏期・冬期休暇の場合は減
数になりませんが、病気休
暇・組合休暇だと減数(通

常1.0の勤務係数が、休
暇日数に応じて0.5など
と減数になる)と
なり、業績手当の
支給額が減額さ
れます。



当然、病気休暇を多く取
得すれば、これ以上の減額
となります。以前
別の病気治療で
23日間(病気休
暇は17日)休ん
だ時は約3、4万
円減額となりま
した。

私は5月にイ
ンフルエンザで
3日休み病気休
暇(3日間)を使用しました。
勤務係数が0.864とな
った関係で、営業と業務両
面の合計で約7千円の手当
カット(減額)となりました。
これは3日間分なので
一日平均2,340円減額
となったこととなります。

更に年度内の
病気休暇の合計が30日を
超えたので、翌年の昇給が
一号俸カットされました。
一号俸の単価は等級で変化
するため一概には言えませ
んが、一号俸1千円とすれ
ば一時金などを含め年間で
約2万円弱、号俸回復(回

復されるといふことで
が・・・)まで毎年減額さ
れることとなります。

近年は管理者の評価を恐
れてか、正社員でも病気休
暇を取得するものが少なく
なりました。けれど25%
減額されても残り75%は
支給されるわけです。基本
給も減額されません。
既得権(病気休暇など)
は行使しなければ、その権
利はなくなる方向に向かう
かもしれません。自分のた
めにも仲間のためにも、権
利はしっかり行使しましょ
う

病気休暇等を取った時の、業績手当の減額の例

例 3日病気休暇を取った場合
正規の基準時間は8時間×22日=176時間。これから病気休暇
3日分(8時間×3日)の24時間を減算すると勤務係数は0.864。
業績手当・業務の項で、「役職・役割に応じた配分額」が本来な
ら2,3万円ほどあったのが、3千円ほど減額。
「貢献度に応じた配分額」では、基礎集配Pが6P(平均とされ
る)×3日分で18P。1Pあたり×170円だったので3,060円。こ
れに加え、班長特別Pが一日1Pあったとして、3日分で3Pだ
とすれば3P×170円で510円となり、合計6,670円減額。
業績手当・営業の項でも、勤務係数減のため350円ほど減額。
業務・営業両方の合計で7,020円の減額。

例 17日病気休暇を取った場合
正規の基準時間は8時間×23日=184時間。これから病気休暇
17日分(8時間×17日)の136時間減算で勤務係数は0.261。
業績手当・業務の項で、「役職・役割に応じた配分額」が本来な
ら1,6万円ほどあったのが、1,1万円ほど減額。
「貢献度に応じた配分額」では、基礎集配Pが6P(平均とされ
る)×17日分で102P。1Pあたり×154円だったので約1,6万円。
これに加え、班長特別Pが一日1Pあったとして、17日分で17P
だとすれば17P×154円で2,618円となり、合計約3万円減額。
業績手当・営業の項でも、勤務係数減のため約4千円減額。
業務・営業両方の合計で約3,4万円の減額。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化せよ。

めいせ、均等待遇なくその差別!

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!